

高島地域における税務（徴収）事務の共同化の取組状況について

平成 25 年 8 月 1 日から、西部県税事務所高島納税課と高島市納税課の職員が高島市役所において、地方税の収入未済額の縮減に向けて共同で徴収業務に取り組んでいます。

1. 収入未済額の縮減に向けた目標

収入未済額の多い税目について、平成 24 年度を基準年度、5 年後の平成 29 年度を目標年度として、目標額を設定のうえ収入未済額の縮減に取り組んでいます。

(1) 県税（高島納税課管内）

個人県民税と自動車税の徴収率が、それぞれ都道府県の上位団体の平均徴収率（個人県民税 96.1%、自動車税 99.2%）になるように目標額を設定しています。

① 徴収率

- ・個人県民税：94.6%から 96.1%に引き上げ（+1.5%）
- ・自動車税：98.7%から 99.2%に引き上げ（+0.5%）

<参考> 県全体徴収率（平成 24 年度決算） 個人県民税 93.9% 自動車税 97.9%

② 目標額

	基準年度(H24) 収入未済額(A)	目標年度(H29) 目標額(B)	収入未済縮減額 (B) - (A)	H25 収入未済 縮減目標額
個人県民税 自動車税	80,840 千円	55,904 千円	▲ 24,936 千円	▲ 3,657 千円

<参考> ・平成 24 年度決算の高島納税課管内における県税の収入未済額 85,384 千円

・平成 25 年度県税全体の収入未済額縮減目標：

平成 24 年度収入未済額 37.7 億円（徴収猶予額を除く）から 1.2 億円縮減
（目標額 36.5 億円）

(2) 市税

個人市民税は、個人県民税の徴収率を踏まえて目標額を設定するとともに、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の徴収率は、それぞれ県内市町の上位団体の平均徴収率（固定資産税 93.5%、軽自動車税 92.8%、国民健康保険税 79.8%）になるように目標額を設定しています。

① 徴収率

- ・個人市民税：94.7%から 96.1%に引き上げ（+1.4%）
- ・固定資産税：91.7%から 93.5%に引き上げ（+1.8%）
- ・軽自動車税：92.0%から 92.8%に引き上げ（+0.8%）
- ・国民健康保険税：77.9%から 79.8%に引き上げ（+1.9%）

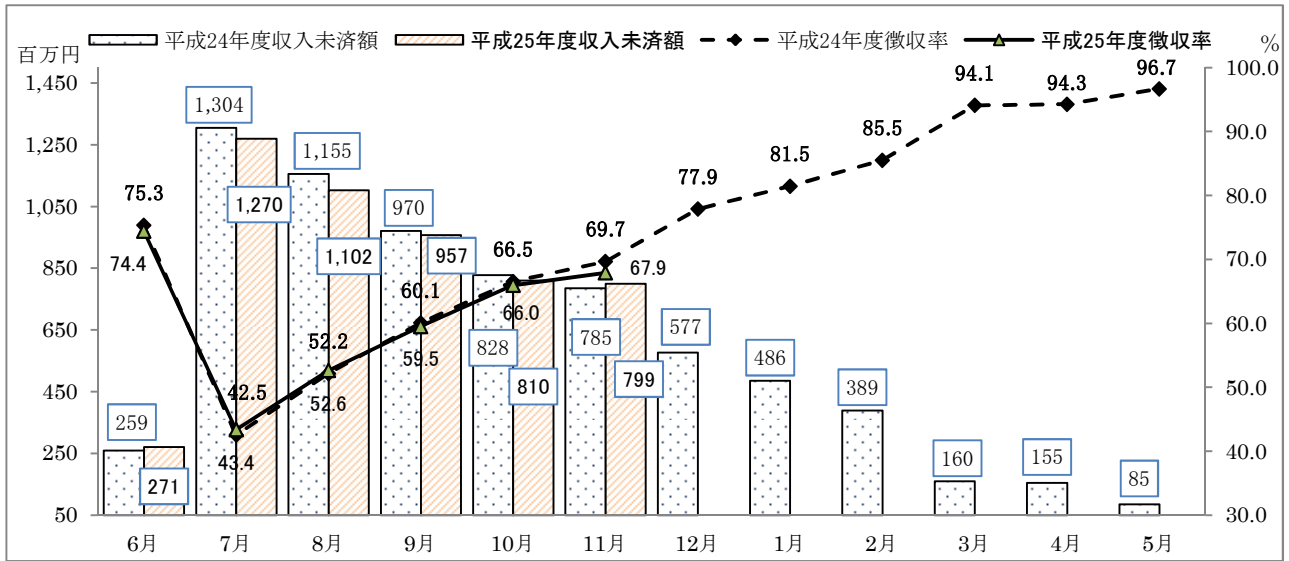
② 目標額

	基準年度(H24) 収入未済額(A)	目標年度(H29) 目標額(B)	収入未済縮減額 (B) - (A)	H25 収入未済 縮減目標額
個人市民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	705,963 千円	582,739 千円	▲123,224 千円	▲15,819 千円

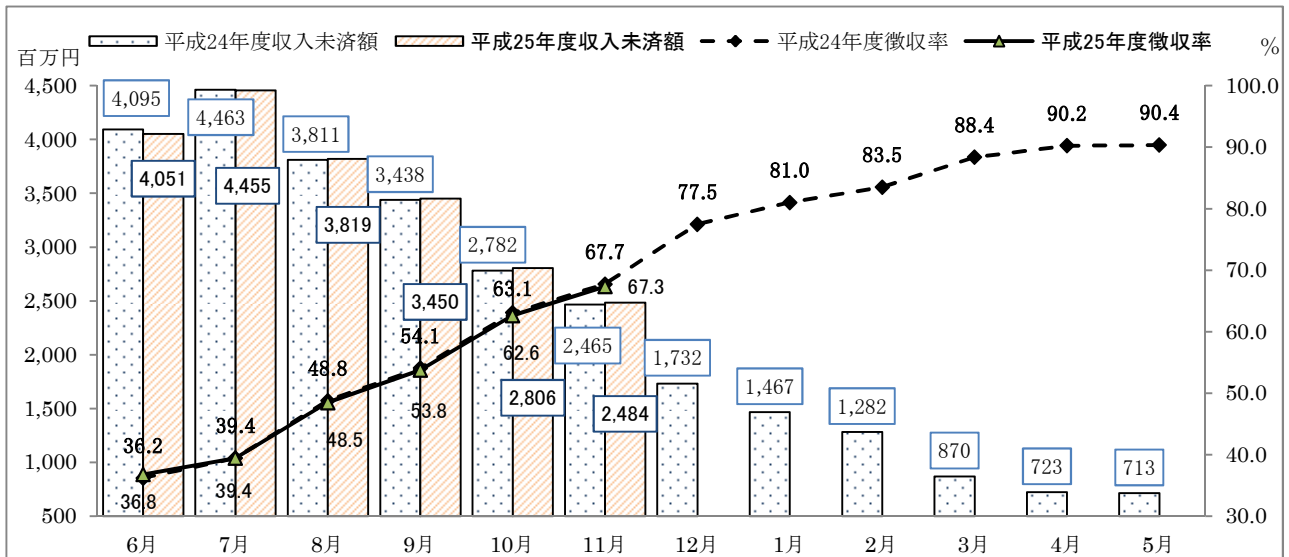
<参考> 平成 24 年度決算の高島市における市税の収入未済額 713,495 千円

2. 県税と市税の収入未済の状況

(1) 高島納税課の県税徴収率と収入未済額の推移



(2) 高島市の市税徴収率と収入未済額の推移



3. その他の取組状況

- (1) 共同化により徴収事務に従事する職員が増加したことで搜索の実施が容易になり、9月には市税に係る滞納者宅の搜索を実施しました。(搜索により滞納者から 270 万円の納付がありました。)
- (2) 県税と市税の滞納者の情報(滞納者の預金口座や所有不動産等)の共有化が図れ、効率的な財産調査を行っています。
- (3) 県税と市税の重複滞納者に対しては、催告書の発付や差押えなどの滞納整理が同時に行えるようになり、効率的な対応を行っています。
- (4) 県と市が共同して滞納整理に取り組んでいることをチラシで周知することなどにより、滞納者からの相談や自主納付が多くなっています。
- (5) 納税や相談、納税証明、申告書の提出などが、県税と市税でワンストップでできるようになり、納税者の利便性の向上が図れました。